

平成 25 年 12 月 19 日
一般社団法人 投資信託協会

「受益証券等の直接募集等に関する規則」の一部改正等について

1. 改正等の目的

一般的に高齢者は、身体的な衰えに加え、記憶力や理解力が低下してくることもあるとされており、高齢者に対する投資勧誘においては、本人やその家族から苦情やあっせんの申立て等がなされる事例も生じている。

高齢顧客に投資勧誘を行う場合においては、適合性の原則に基づいて、慎重な対応を行う必要があると考え、日本証券業協会では、高齢顧客への勧誘による販売に係る適正な投資勧誘に努めるため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 5 条の 3 の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の制定を行っているが、本会においても高齢顧客への勧誘による販売に係る適正な投資勧誘に努めるため、本会の「受益証券等の直接募集等に関する規則」の一部改正等を行うものとする。

2. 主な改正内容

(1) 「受益証券等の直接募集等に関する規則」の一部改正

- ① 正会員は、高齢顧客に投資信託の勧誘による販売を行う場合には、当該正会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる投資信託、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならないこととする。

(第 6 条の 3)

- ② 上記①の改正に伴い、第 6 条の 2 における「顧客」の定義を第 6 条の 3 に準用する。

(第 6 条の 2)

(2) 「受益証券等の直接募集等に関する規則第 6 条の 3 の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の制定

「受益証券等の直接募集等に関する規則」第 6 条の 3 について、正会員における社内規則等の整備に資するため、高齢顧客への勧誘による販売に係る社内規則において規定すべき事項や運用に係る留意事項等についての考え方を示す。

3. 実施日

この改正は、平成 25 年 12 月 19 日から実施する。ただし、実施の日から起算して 3 か月を経過する日までの間は、第 6 条の 3 中「社内規則を定め」とあるのは、「社内規則を定めるなど態勢の整備に努めるとともに」と読み替えるものとする。